

水島港港湾計画書

— 一部変更 —

平成22年3月

水島港港湾管理者
岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成18年5月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成18年7月 交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経た水島港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変 更 理 由	1
1 水域施設計画	2

変更理由

自動車専用船の大型化に対応するとともに、船舶の航行調整及び滞船の解消を図るため、玉島地区において、水域施設計画を変更する。

1 水域施設計画

玉島地区の航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

[水域施設計画]

航 路

玉島地区 玉島西航路 水深7.5m 幅員250m

[既設の変更計画]

既設

玉島地区 玉島西航路 水深7.5m 幅員150m



